

兵庫県立大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。)第37条第2項及び兵庫県立大学大学院学則(平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。)第35条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生の出願資格については、学部にあつては大学学則第19条の規定を、大学院にあつては大学院学則第19条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、学部にあつては高等学校又は中等教育学校に在学する者も出願資格を有するものとする。

(出願手続)

第3条 科目等履修を願ひ出る者は、科目等履修生許可願(様式第1号)に最終学校成績証明書、健康診断書、写真2枚を添え、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。この場合において、願ひ出る者が外国人の場合にあつては、住民票の写しも併せて提出しなければならない。

(選考)

第4条 科目等履修生の選考は、科目等履修生許可願(様式第1号)その他の書類による審査等に基づき、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)(全学共通科目の履修を願ひ出る科目等履修生にあつては、高等教育推進機構長を含む。)の意見を聴いた上で、行ふものとする。

(許可の手続)

第5条 学長は、前条の規定による選考に合格し、所定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学の時期及び履修期間)

第6条 入学の時期は、各学期の始めとする。

2 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

3 前項の履修期間に引き続き履修を願ひ出る者は、改めて第3条に規定する手続によらなければならない。

(履修科目取消)

第7条 履修科目の取消しをしようとする者は、当該履修科目の授業が始まる前までに、履修科目取消願出書（様式第2号）により願い出るものとする。

(実費の徴収)

第8条 実験実習等に要した実費は、徴収する。

(試験又は単位修得証明書)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の合格した授業科目について、求めに応じて単位修得証明書を交付する。

(許可の取消し)

第10条 学長は、科目等履修生として不相当と認められた者があるときは、教授会等の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

(履修科目及び単位数の制限)

第11条 履修することができる科目及び単位については、学部又は研究科の規程等で定める。ただし、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、高等教育推進機構長の意見を聴かななければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

科目等履修生許可願

兵庫県立大学長 様						令和 年 月 日
ふりがな 氏 名						
本籍地(都道府県のみ)				生年月日	年 月 日生	
現住所	〒				TEL	
職業 (具体的に)			勤務先及び所在地			
				TEL		
最終学歴	年 月		卒業・修了			
履修を希望する学部・研究科			学部(研究科)			
他学部、他研究科志願状況 有・無			(学部(研究科))			
			(学部(研究科))			
以下の※については外国人の志願者のみ記載してください。						
国籍※			在留資格 ※			
在留期間※	年 月		日まで			
日本における 緊急連絡先※	氏名					
	住所	〒	TEL			
本国連絡先※	住所	TEL				
科目等履修生として下記科目の履修を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。						
記						
科目名	教員名	単位	曜日・ 時限	担当教員 承認印	備考	

(注) 全学共通科目については、備考の欄に「全学共通科目」と明記して下さい。

履修科目取消願出書

令和 年 月 日

兵庫県立大学長 様

氏名

令和 年 月 日付で履修申し込みをしました科目のうち、下記の科目については取り消したいので願ひ出ます。

記

取消理由

科目名

科目名	前期・後期の別		備考
	前期	後期	

(注) 全学共通科目については、備考の欄に「全学共通科目」と明記してください。